

## 令和4年度 公文書開示（令和5年2月決定分）

月 整理 番号	請求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分		(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等			
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R4. 12. 3	R5. 2. 1	令和4年11月27日に行われた英語スピーチングテストについて 11月28日以降、開示請求日までの実施事業者からの実施報告（トラブル関係も含む）に関する一切の文書や図面や電磁的記録					1										請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁指導部 指導企画課	
2	R5. 1. 12	R5. 2. 6	1 Final report Thirteenth Session (最初と最後の頁) 2 ILO総会におけるCAS (基準適用委員会) (令和元年6月) での日本政府発言要旨 3 1及び2を文部科学省が東京都教育委員会に送った際のメール本文 4 Final report Fourteenth Session (最初と最後の頁) 5 ILO総会におけるCAS (基準適用委員会) (令和元年6月) での日本政府発言要旨 6 CEART報告に関するILO総会における日本政府発言要旨 7 4から6までを文部科学省が東京都教育委員会に送った際のメール本文	10	1														教育庁人事部 職員課	
3	R4. 12. 8	R5. 2. 6	・教育庁職員報告資料 ・区市町村教育委員会報告資料	7		1											1	・当該情報は、本試を実施した学校名等であって、当該情報を公にすることにより、外部から学校等への問合せ・干渉・圧力等が生じ、その対応のために学校等の業務に支障を及ぼすおそれがある。また、当該情報を公にすることにより、東京都教育委員会と学校との信頼関係が損なわれ、今後、同様に学校等に協力を依頼をする際、学校等からの協力が得られなくなる可能性がある等、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 ・郷耐情報は、試験の運営に関する情報であって、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 ・当該情報は、各区市町村からの実施に関する報告であって、公にすると、各区市町村の率直な意見が妨げられ、今後スピーチングテスト事業の改善検討に当たり関係者からの協力を得ることが困難となり、同事業の改善点・課題などを把握することが困難となる。その結果、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。	教育庁指導部 指導企画課	
4	R4. 12. 8	R5. 2. 6	11月27日に教育庁（教育委員会）が実施した英語スピーチングテストについて、当日の実施状況やトラブルなどについて、●●●●から当日の実施状況やトラブルなどについて都教委への報告に関する一切の資料					1										請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁指導部 指導企画課	
5	R4. 9. 17	R5. 2. 7	教職員の服務事故について	4		1					1	1	1						・当事者の所属名、氏名等、服務事故に係る詳細な状況等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため ・当該情報を公にすることにより、各報道機関がどのような取材を行っているか、また、取材で取得した情報が明らかになってしまい、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる認められため ・URLは、開示されることにより、不正アクセスを受けるなど、犯罪の要望に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁人事部 職員課
6	R5. 1. 16	R5. 2. 9	都立高等学校入学者選抜学力検査のリスニング音源（平成30年度から令和4年度まで）	1	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課	
7	R5. 1. 16	R5. 2. 9	都立高等学校入学者選抜 学力検査 数学の作成環境（word、一太郎などのソフトやフォント）					1										当該内容に関する公文書は作成・取得しておらず、存在しないため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課	

## 令和4年度 公文書開示（令和5年2月決定分）

月 整理 番号	請求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
8	R5. 1. 16	R5. 2. 9	都立高等学校入学者選抜学力検査の問題・解答用紙															東京都教育委員会ホームページ等において閲覧可能な情報であり、これらは東京都情報公開条例第18条第2項「インターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書については、当該公文書の開示をしないものとする。」に該当するため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
9	R5. 1. 26	R5. 2. 9	都立高等学校入学者選抜学力検査のリスニング音源（平成30年度から令和4年度まで）	1	1														教育庁都立学校教育部高等学校教育課
10	R5. 1. 26	R5. 2. 9	都立高等学校入学者選抜学力検査の問題・解答用紙															東京都教育委員会ホームページ等において閲覧可能な情報であり、これらは東京都情報公開条例第18条第2項「インターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書については、当該公文書の開示をしないものとする。」に該当するため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
11	R5. 1. 26	R5. 2. 9	都立高等学校入学者選抜学力検査の作成環境					1										当該内容に関する公文書は作成・取得しておらず、存在しないため	教育庁都立学校教育部高等学校教育課
12	R5. 1. 16	R5. 2. 10	中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)の問題データ															東京都教育委員会ホームページ等において閲覧可能な情報であり、これらは東京都情報公開条例第18条第2項「インターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書については、当該公文書の開示をしないものとする。」に該当するため	教育庁指導部指導企画課
13	R4. 12. 15	R5. 2. 13	・教育庁職員報告資料 ・区市町村教育委員会報告資料	7		1										1		・当該情報は、本試を実施した学校名等であって、当該情報を公にすることにより、外部から学校等への問合せ・干渉・圧力等が生じ、その対応のために学校等の業務に支障を及ぼすおそれがある。また、当該情報を公にすることにより、東京都教育委員会と学校等との信頼関係が損なわれ、今後、同様に学校等に協力を依頼する際、学校等からの協力が得られなくなる可能性がある等、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 ・郷耐情報は、試験の運営に関する情報であって、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 ・当該情報は、各区市町村からの実施に関する報告であって、公にすると、各区市町村の率直な意見が妨げられ、今後スピーキングテスト事業の改善検討に当たり関係者からの協力を得ることが困難となり、同事業の改善点・課題などを把握することが困難となる。その結果、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。	教育庁指導部指導企画課
14	R4. 12. 22	R5. 2. 15	・とうきょう総文2022パレード実施計画書 ・とうきょう総文2022第46回全国高等学校総合文化祭東京大会開会行事（総合開会式及びパレード）企画・運営業務委託実施報告書	147		1					1	1	1					・特定の個人を識別することができるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもののため ・会場のセキュリティに係る情報であって、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため ・公にすることにより、今後同番号を使用した際に業務に関係のない電話をされるなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・職員が業務で使用する電子メールアドレスは、公にすることにより、業務と関連のないメールが送信されるなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・当該情報は、警護に関する情報であるため、公にすることにより、今後の類似事業実施に重大な影響を及ぼし、事業実施の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため ・当該情報は、公にすることにより、関係団体からの信頼を不当に損なうこと認められるものであり、今後の事業運営上支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁指導部管理課

## 令和4年度 公文書開示（令和5年2月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
15	R4.12.17	R5.2.15	誓約書	30		1					1			1					・業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため ・事業者の事業活動を行うまでの情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため ・当該情報は、試験の運営に係る情報であり、試験の制度設計に関する情報であるため、公にすることにより、公正・公平な試験の実施が困難となり、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、当該情報を公にすることにより、東京都教育委員会と事業者との信頼関係が損なわれ、今後、同事業の実施が困難となる可能性がある等、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。	教育庁指導部指導企画課
16	R4.12.20	R5.2.15	統合Webサーバの更新障害のご報告	1	1														教育庁総務部広報統計課	
17	R4.12.20	R5.2.17	令和4年12月18日に実施された中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)の再試験の受験人数及び追試験の受験人数がそれぞれ記された一切の文書					1										請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁指導部指導企画課	
18	R5.2.9	R5.2.20	損害賠償責任保険証券	2		1					1								業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁指導部管理課
19	R4.12.23	R5.2.21	2教指企第1698号	7	1														教育庁指導部指導企画課	
20	R4.12.23	R5.2.21	・31教指企第760号 ・2教指企第247号 ・2教指管第280号 ・3教指管第292号 ・3教指管第304号	166		1				1	1							・業者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため ・公にすることにより、関係のない金額が振り込まれるなど、事業実施に支障を及ぼすおそれがあるため ・事業者の経理方針に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため	教育庁指導部指導企画課	
21	R4.12.23	R5.2.21	・事前研修資料（第1回）	13	1														教育庁指導部指導企画課	
22	R4.12.23	R5.2.21	・運営協力依頼事務連絡 ・派遣先決定通知 ・運営協力職員マニュアル ・本部マニュアル ・令和4年度中学校英語スピーキングテスト派遣先一覧 ・事前研修資料	301							1		1					・当該情報は、事業者の試験運営上のノウハウに関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため ・当該情報は、本試を実施した学校名等であって、当該情報を公にすることにより、外部から学校等への問合せ・干渉・圧力等が生じ、その対応のために学校等の業務に支障を及ぼすおそれがある。また、当該情報を公にすることにより、東京都教育委員会と学校等との信頼関係が損なわれ、今後、同様に学校等に協力を依頼する際、学校等からの協力が得られなくなる可能性がある等、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁指導部指導企画課	
23	R4.12.23	R5.2.21	・生徒一覧（予備日）	47		1				1			1					・特定の個人を識別することができるものを含む。) 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものため ・当該情報は、本試を実施した学校名等であって、当該情報を公にすることにより、外部から学校等への問合せ・干渉・圧力等が生じ、その対応のために学校等の業務に支障を及ぼすおそれがある。また、当該情報を公にすることにより、東京都教育委員会と学校等との信頼関係が損なわれ、今後、同様に学校等に協力を依頼する際、学校等からの協力が得られなくなる可能性がある等、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	教育庁指導部指導企画課	
24	R4.12.23	R5.2.21	令和4年12月18日に行われた、英語スピーキングテストに関して、次にあげる行政文書の全検討プロセスや意思決定のプロセス（事業者とのやり取りはメール本文のみ）などの一切の文書や図面や電磁的記録 ・試験当日の全試験会場からの実施報告					1									請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	教育庁指導部指導企画課		

## 令和4年度 公文書開示（令和5年2月決定分）

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	總 枚 数	決定区分			(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	
25	R5. 2. 9	R5. 2. 27	一橋高等学校の令和4年度の生徒手帳					1										当該文書を作成しておらず存在しないため	都立一橋高等学校
26	R5. 2. 9	R5. 2. 27	新宿山吹高等学校の令和4年度の生徒手帳					1										当該文書を作成しておらず存在しないため	都立新宿山吹高等学校
27	R5. 2. 9	R5. 2. 27	東京都立小石川中等教育学校の令和4年度の生徒手帳					1										当該文書を作成しておらず存在しないため	都立小石川中等教育学校